

- 「いじめ防止対策推進法」(平成25年9月28日施行)
- (学校いじめ防止基本方針) 第13条
学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本法を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。
* 国公立私立を問わず、小学校・中学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校(幼稚部を除く。)は、できるだけ早い時期に、「学校基本方針」を策定する。
- (学校におけるいじめの防止等の対策のための組織) 第22条
学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止策のための組織を置くものとする。
- 「学校基本方針」に必要なのは、「いじめの防止」(未然防止のための取組等)に始まり、「早期発見」(いじめの兆候を見逃さない・見過ごさないための手立て等)、「いじめに対する措置」(発見したいじめに対する対処)までの一連の内容である。

○いじめの定義 第2条

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。 【いじめ防止対策推進法第2条】

1 いじめを未然に防止するために

<学校全体としての取り組み>

- (1) 全教育活動を通して、「いじめは絶対に許されない」という土壌をつくる。
- (2) いじめ防止対策委員会において、児童生徒や保護者アンケートを作成し、学校評価の項目に加え、教職員全体でいじめの問題に取り組むとともに、適正に取り組みを評価する。

<教員による指導>

- (1) 児童生徒一人一人が認められ、お互いを大切にし合い、学級学部の一員として自覚できるような学級学部づくりを行う。また、学級学部のルールを守るといった規範意識の醸成に努める。
- (2) 「いじめは決して許されない」という姿勢を教員がもち、児童生徒の一人ひとりの変化に気付く、鋭敏な感覚をもつように努める。
- (3) 児童生徒が思いやりの心や命の大切さを育む教育や学級学部指導の充実を図る。
- (4) わかる授業を行い、学習に対する達成感・成就感を育てる。
- (5) 「いじめは決して許されないこと」という認識を児童生徒が持つようさまざまな活動の中で指導する。
- (6) 児童生徒や保護者からの話を親身になって聞く姿勢をもつ。

<児童生徒が培う力とその取り組み>

- (1) 「命の尊厳」や「共に生きる」ことを理解し、他者に対して温かい態度で接することができる思いやりの心を育む。
- (2) 学級活動や生徒会(児童会)活動などの場を利用して、児童生徒自身がいじめの問題の解決に向けてどのように関わったらよいかを考え、主体的に取り組む力を育てる。
- (3) 様々な諸問題について話し合いで解決することを学び、望ましい人間関係や社会参画をとおして、個の違いや多様性を認め合う態度を育む。

<保護者・関係機関・地域との連携>

- (1) 児童生徒が発する変化のサインに気付いたら、学校に相談することを依頼する。
- (2) 関係機関、地域からの情報提供及び情報の共有化、連携を図る。

2 「いじめ」の早期発見・早期対応について

<早期発見にむけて・・・「変化に気づく」>

- (1) 児童生徒の様子を担当はじめ多くの教員で見守り、気付いたことを共有する場を設ける。
- (2) 様子に変化が感じられる児童生徒には、教師は積極的に声かけを行い、児童生徒が安心感を持てるようにする。
- (3) アンケート調査（7月、12月）等を活用し、児童生徒の人間関係や学校生活等の悩み等の把握に努め共に解決していこうとする姿勢を示し、児童生徒との信頼関係を深める。

<相談ができる・・・「誰にでも」>

- (1) いじめに限らず、困ったことや悩んでいることがあれば、誰にでも相談できることや相談することの大切さを伝えていく。
- (2) いじめられている児童生徒の支えや、いじめている側への相談、保護者からの訴えには、親身になって聞き、児童生徒の悩みや苦しみを受け止め、児童生徒をいじめから守る姿勢をもって対応することを伝える。
- (3) いじめに関する相談を受けた教員は、管理職に報告するとともに委員会を通して校内で情報を共有する。

<早期の解決・・・「もしかしたら・・・すぐ共有」>

- (1) 教員が気付いたあるいは児童生徒や保護者が相談にあった「いじめ」について、事実関係を早期に把握する。その際、被害者、加害者といった二者関係だけでなく構造的に問題を捉える。
- (2) 事実関係を把握する際には、学校として組織的な体制のもとに行う。

3 いじめが発生した場合

- (1) いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは、特定の教職員が抱え込むことがなく、速やかに組織的な対応をする。
- (2) いじめかどうか判断に迷う事案でも、まずはいじめの疑いがあるのであれば、いじめ防止対策委員会において積極的にいじめと認知し、適切な対応を行う。
- (3) いじめの疑いがある場合に、時間を空けずに両者から速やかに状況の聴き取りを行い、状況把握し、整理をする。
- (4) いじめ問題の解決にあたっては、謝罪や責任を問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことを大切にする。

<いじめ防止対策委員会の設置>

<構成メンバー>

校長、副校長、学部主事、生徒指導主事、生活指導部員、養護教諭、※学校運営協議会委員
主治医 ※は状況に応じて参加する

<役割>・本校におけるいじめ防止等の取組に関すること。

- ・相談内容の把握、児童生徒、保護者へのいじめ防止の啓発等に関すること。
- ・いじめアンケートの検討、実施、分析、認知に関すること。

4 いじめの認知に関わる基準と具体的な対応

基準1 行為が重大事案には至らないと判断されるもの

- 【例】・行為を行った人はいたずら、行為を受けた人がいじめと思っている場合
・行為を行った人、行為を受けた人共にいじめが疑われる場合

基準2 行為が悪質で重大事案となりうるもの

- 1 【生命、心身又は財産に重大な被害】
 - ・児童生徒が自殺を企図した場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・身体に重大な傷害を被った場合
 - ・精神の疾患を発症した場合
- 2 【相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い】

<いじめ防止対策推進法 第28条①>

<いじめ事案認知時の具体的な対応>

<基準1> 【行為が重大事案には至らないと判断されるもの】

発見者・報告者 → 該当学部主事

該当副校長・生徒指導主事へ 報告・連絡・相談

臨時学部の開催

- ・状況の整理
- ・該当学部での周知及び対応策の検討
- ・指導計画の作成
- ・関係機関との連携（学園） ※該当生徒指導主事同席

拡大指導部会の開催

構成メンバー：担当副校長、生徒指導主事（生活指導部、養護教諭）
・事実確認、情報収集 ・教職員への周知及び対応方針の指示

該当学部での指導支援

- 学園・保護者への連絡・報告
- ・加害者への指導
 - ・被害者への支援

校内いじめ防止対策委員会の開催

～生徒指導主事が開催要請～

認知についての判断

県教委へ認知件数報告

<基準2>

【行為が悪質で重大事案となりうるもの】

発見者・報告者 → 該当学部主事

該当副校長・生徒指導主事へ 報告・連絡・相談

重大事案発生

関係機関との連携

県教委への速報

いじめ調査委員会（いじめ防止対策委員会メンバー＋校長が必要と認めた者）の開催
・事実確認調査、情報収集、情報提供、責任説明 ・「誰がどう動くのか」の決定、確認、全職員が迅速に
・情報の収集、情報の一本化、窓口の一本化、連鎖の防止策

いじめられた児童生徒・保護者

事実確認
安全・安心な環境
保護者への丁寧な説明

関係児童生徒への支援
保護者・地域社会への
啓発活動

いじめた児童生徒・保護者

事実確認
原因の確認と適切な指導
保護者への丁寧な説明

・報道機関への対応 ・事後観察、支援の継続 ・学校評価

報告・連絡・相談

担任・学部・児童生徒・保護者・関係機関（学園・警察等）

5 いじめの解消

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも2つの要件が満たされている必要がある。

- (1) 被害児童生徒に対する心理的又は、物理的な影響を与える行為が少なくとも3ヶ月以上止んでいること。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要と判断される場合は、この目安に関わらず、校長又はいじめ対策委員会の判断により、より長期の期間を設定するものとする。
- (2) いじめに関わる行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為による心身の苦痛を感じていないと認められること。この場合、被害者本人及びその保護者に対して、苦痛を感じていないか面談等により確認すること。

6 相談窓口の紹介

・いじめられている児童生徒が、教職員や保護者に相談することは、非常に勇気がいる行為である。いじめを大人に打ちあけることによって、いじめがエスカレートする可能性があることを十分に認識し、その対応について細心の注意を払うこととする。

- 児童生徒からの相談や対応・・・全職員が対応
- 地域や保護者からの相談や対応・・・副校長、各学部主事、生徒指導主事
- スクールカウンセラーの活用・・・保健部
- 相談対応の外部機関
 - ・24時間子供SOSダイヤル（いじめ相談電話）・・・0120-0-78310（24時間対応）
メール相談アドレス・・・fureai@pref.iwate.jp
 - ・盛岡市保健所こころの相談窓口・・・019-603-8309（月～金 9:00～16:00）
 - ・子どもの人権110番・・・0120-007-110（月～金 8:30～17:15）
 - ・ヤング・テレホン・コーナー（岩手県警）・・・019-651-7867（月～金 9:00～17:45）
 - ・チャイルドライン・・・0120-99-7777（月～土 16:00～21:00）
 - ・よりそいほっとライン・・・0120-279-338（24時間対応）
 - ・こころの健康相談統一ダイヤル・・・0570-064-556
 - ・少年少女の悩み相談・・・（土日祝祭日を除く、<9:30～16:30>）019-623-3516
 - ・盛岡いのちの電話・・・019-654-7575（月～土 12:00～21:00、日 12:00～18:00）
 - ・はまなすサポート・・・月～金10:00～17:00（土日、祝祭日を除く）（性犯罪・性被害支援）
朝・夜、土、日等（年末年始は除く）0570-783-554 7:30～22:00
 - ・青少年なやみ相談室・・・019-606-1722（月・木 9:00～20:00、火水金土日 9:00～16:00）

7 いじめ防止対策に関する年間計画

内容	対象	時期	備考
1 アンケートによる 実態調査	全学部 児童生徒 保護者	<児童生徒> 1回目：7月3日 2回目：12月5日 <保護者>7月・12月	アンケートへの記載内容を受け、各担任による面談を実施し詳細について確認して、必要に応じて担任・指導部等で指導を行う。
2 ホームページによる情報 発信	保護者 関係者	必要に応じて随時	『岩手県立盛岡青松支援学校いじめ防止基本方針』 アンケート結果（概要）をホームページ掲載
3 「指導部だより」による 情報発信	小・中学部 高等部 保護者	1回目：7月22日 2回目：12月24日 3回目：3月17日	各生徒指導主事が作成し、いじめ防止に関わる啓発及びアンケート結果について紙面で発信する。
4 センター連絡会、ケース 会議（みどり学園、ことりさわ学園）における児童生徒の情報交換	小・中学部 高等部 関係者	・全体センター連絡会 4月・3月 他に偶数月開催 ・ケース会議 各学部該当月に実施	みどり学園・ことりさわ学園の児童生徒についての情報共有化を図る。
5 児童生徒会による生活安全に関する啓発活動	児童生徒会	5月・10月	学校生活を安全に過ごすために、年度初めのリーダー研修会において、前後期にスローガン等を考え児童生徒へ周知していく。
6 職員研修	教職員	前期・後期	いじめ対策研修の実施